



ソルフェリーノで救護を行うデュナン



アンリー・デュナン





佐野 常民



西南戦争で救護活動にあたる博愛社の救護員

赤十字思想の誕生

1828年 アンリー・デュナン、スイスに生まれる

1859年 デュナン、ソルフェリーノの戦場で傷病兵を救護

1862年 「ソルフェリーノの思い出」出版

1863年 五人委員会の結成・赤十字規約の成立

五人委員会メンバー



アンリー・デュナン (実業家)



ギュスタヴ・モワニエ (法律家)



アンリー・デュフル (軍人)



ルイ・アッピア (医師)



テオドル・モノアール (医師)

1864年 初のジュネーブ条約調印

1901年 デュナン、世界初のノーベル平和賞



初のジュネーブ条約調印の様子

赤十字の基本原則

1965年にウィーンで開催された第20回赤十字国際会議で、「赤十字運動の基本原則」が決められました。この基本原則は、赤十字の長い活動の中から生まれました。

「人間の生命は尊重されなければならないし、苦しんでいる者は、敵味方の区別なく救われなければならない。」という「人道」こそが赤十字活動の基本で、他の原則は「人道」の原則を実現するために必要となるものです。

日本赤十字社の成り立ちと歴史

1822年 佐野常民(さのつねたみ)、佐賀に生まれる

1867年 佐野常民、パリ万国博覧会に参加し、赤十字思想と出会う

1877年 西南戦争

佐野常民が官軍の征討総督であった
有栖川宮熾仁親王(ありすがわのみやたるひとしんのう)に
直接、博愛社の設立を願い出て創立を認められる
佐野常民、大給恒(おぎゅうゆずる)が博愛社設立

1886年 日本政府がジュネーブ条約に加入

1887年 社名を「博愛社」から「日本赤十字社」
に変更

1887年 日本赤十字社神奈川県支部誕生
(当時は神奈川県委員部)



有栖川宮熾仁親王に書類を提出する佐野常民



有栖川宮熾仁親王



1912年に竣工した日本赤十字社本社

国際赤十字を支える機関

赤十字は「赤十字国際委員会」「国際赤十字・赤新月社連盟」「各国の赤十字・赤新月社」の3つの機関で構成されています。この3つを併せて「国際赤十字」と呼びます。「国際赤十字」を構成する3つの機関は互いに協力しながら、世界中で人道的な活動を展開しています。

赤十字国際委員会 (ICRC)

武力紛争時に犠牲者を保護するために、中立的な立場で活動することを認められている機関であり、戦時救護を目的として1863年に設立された最初の赤十字機関です。



ICRC



赤十字国際委員会

国際赤十字・赤新月社連盟

1919年に設立された各国の赤十字・赤新月社の連合体である国際機関。主に災害救護や防災活動、保健衛生事業などの総合調整を行っています。



International Federation
of Red Cross and Red Crescent Societies



国際赤十字・赤新月社連盟

各国赤十字・赤新月社

現在、世界192の国と地域に赤十字または赤新月社があります。「命と健康を守る」、「苦痛を軽減する」、「人間の尊厳を守る」という目的のために幅広い活動を行っています。



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society



日本赤十字社

人道

国際赤十字・赤新月運動（以下、赤十字・赤新月）は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的および国内的に努力する。
その目的は生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。赤十字・赤新月は、すべての国民間の相互理解、友情、協力、および堅固な平和を助長する。

公平

赤十字・赤新月は、国籍、人種、宗教、社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別をもしない。赤十字・赤新月はただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合もっとも急を要する困苦をまっさきに取り扱う。

中立

すべての人からいつも信頼を受けるために、赤十字・赤新月は、戦闘行為の時いずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも政治的、人種的、宗教的または思想的性格の紛争には参加しない。

独立

赤十字・赤新月は独立である。各国の赤十字社、赤新月社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律に従うが、常に赤十字・赤新月の諸原則にしたがって行動できるよう、その自主性を保たなければならない。

奉仕

赤十字・赤新月は、利益を求めない奉仕的救護組織である。

単一

いかなる国にもただ一つの赤十字社あるいは赤新月社しかありえない。赤十字社、赤新月社は、すべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行なわなければならない。

世界性

赤十字・赤新月は世界的機構であり、その中においてすべての赤十字社、赤新月社は同等の権利を持ち、相互援助の義務を持つ。

赤十字マーク

赤十字マーク（標章）は、ジュネーブ条約によって、紛争地域で負傷者の救護にあたる施設や機関が中立であり、攻撃の対象としてはならないことを示す「保護の標章」として定められています。

また、赤十字社であることを示す「表示の標章」としても使用されています。ジュネーブ条約の締約国には、この標章が濫用されないように法律を定めることが求められています。

現在、これらの意味をもつマークとして、3つ定められています。



赤十字



赤新月



レッドクリスタル